

## 主治医の方へのお尋ね

(大津家庭裁判所)

御本人(患者様)のお名前 \_\_\_\_\_

鑑定引き受けの可否についてお聞きしますので、下欄に御記入願います。

家庭裁判所から鑑定を依頼された場合、鑑定を引き受ける。

(1) 鑑定費用(検査料、諸経費等を含む)について

(一般的に、主治医の方には5万円以下でお引き受けいただいています。)

\_\_\_\_\_万円 で引き受ける。

(2) 鑑定期間(鑑定依頼書がお手元に届いてから、鑑定書を作成し発送するまでの期間)について

約1か月

(3) 鑑定書作成の手引の送付について

希望する

必要ない

(4) 書類の送付先について

診断書記載の病院等の所在地と同じ

下記の連絡先への送付を希望する

病院等の名称

Tel

所在地 〒

鑑定を引き受けることはできない。

(理由

)

鑑定を引き受けることはできないが、下記の医師を紹介する。

氏名

病院等の名称

所在地 〒

Tel.

平成 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

回答者氏名 \_\_\_\_\_

印